

平成22年6月18日

新たなエネルギー基本計画の策定について

エネルギー基本計画は、エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定するものです。

ここ数年の資源・エネルギーを取り巻く大きな環境変化を踏まえ、今般、エネルギー基本計画の全面的な見直しを行い、本日閣議決定いたしました。

1. 経緯等

エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法に基づき政府が策定するもので、「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すものです。

平成15年10月の策定後、平成19年3月に第一次改定を行いました。その後のエネルギーを取り巻く環境変化を踏まえ、今般第二次改定を行いました。

2. 改定のポイント

(1) 基本的視点

エネルギー政策の基本である3E（エネルギーセキュリティ、温暖化対策、効率的な供給）に加え、エネルギーを基軸とした経済成長の実現と、エネルギー産業構造改革を新たに追加しました。

(2) 2030年に向けた目標

- ① エネルギー自給率及び化石燃料の自主開発比率を倍増、自主エネルギー比率を現状の38%から70%程度まで向上
- ② ゼロ・エミッション電源比率を現状の34%から約70%に引き上げ
- ③ 「暮らし」（家庭部門）のCO₂を半減
- ④ 産業部門での世界最高のエネルギー利用効率の維持・強化
- ⑤ 我が国企業群のエネルギー製品等が国際市場でトップシェア獲得

(3) 目標実現のための取組

- 資源確保・安定供給強化への総合的取組
- 自立的かつ環境調和的なエネルギー供給構造の実現
- 低炭素型成長を可能とするエネルギー需要構造の実現
- 新たなエネルギー社会の実現

- 革新的なエネルギー技術の開発・普及拡大
- エネルギー・環境分野における国際展開の推進
- エネルギー国際協力の強化
- エネルギー産業構造の改革に向けて
- 国民との相互理解の促進と人材の育成
- 地方公共団体、事業者、非営利組織の役割分担、国民の努力等

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁長官官房総合政策課

エネルギー情報企画室長 笹路 健

担当者：小川原、鈴木

電 話：03-3501-1511 (内線 4474~5)

03-3501-5964 (直通)